

【不動産トラブル】

(別途顧問契約の割引があります。詳細はお問い合わせください。)

1. 地代や家賃を回収したい場合

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	回収金額の17.6% (最低金額あり)	報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	33万円～	回収金額の22%～ (最低金額あり)	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、未払額の算定に困難を要する事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
裁判手続等の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	回収金額の22% (最低金額あり)	報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり11万円(税込)が必要となります。
	困難案件	44万円～	回収金額の26.4%～ (最低金額あり)	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、未払額の算定に困難を要する事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり22万円～(税込)が必要となります。
〔要審尋事件除く〕 〔オブション〕	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	別途加算なし	「民事保全」(要審尋事件を除く)とは、仮差押手続、係争物に関する仮処分のうち、審尋手続を要しないものを言います。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。
	困難案件	33万円～	4.4%加算	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、未払額の算定に困難を要する事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。

この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。

2. 借家人に退去してもらい借家を取り戻したい場合

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	22～66万円 (標準:44万円)	
	困難案件	33万円～	66万円～	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

裁判手続等の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	44～88万円 (標準:66万円)	さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり11万円(税込)が必要となります。
	困難案件	44万円～	88万円～	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。 さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり22万円～(税込)が必要となります。
【要審尋事件除く】 【民事保全】 【オブション】	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	別途加算なし	「民事保全」(要審尋事件を除く)とは、仮差押手続、係争物に関する仮処分のうち、審尋手続を要しないものを言います。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。
	困難案件	33万円～	4.4%加算	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出張・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。

この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。

### 3. 借地人に建物を収去してもらい借地を取り戻したい場合

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	44～88万円 (標準:66万円)	
	困難案件	44万円～	88万円～	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
裁判手続等の代理	通常案件	33～55万円 (標準:44万円)	66～110万円 (標準:88万円)	さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり22万円(税込)が必要となります。
	困難案件	55万円～	110万円～	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。 さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり33万円～(税込)が必要となります。
【要審尋事件除く】 【民事保全】 【オブション】	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	別途加算なし	「民事保全」(要審尋事件を除く)とは、仮差押手続、係争物に関する仮処分のうち、審尋手続を要しないものを言います。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。
	困難案件	33万円～	4.4%加算	「困難案件」とは、相手方が多数の相続人である事案、建物老朽化に伴う立退き要求の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出張・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。

この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。

#### 4. 地代や賃料を値上げしたい場合

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	経済的利益の17.6% 最低金額あり	左記の「経済的利益」は、原則として増額した賃料額の7年分とします。 報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	33万円～	経済的利益の22%～ 最低金額あり	「困難案件」とは、不動産鑑定書の分析を要する事案、など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
調停手続の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	経済的利益の19.8% 最低金額あり	左記の「経済的利益」は、原則として増額した賃料額の7年分とします。 報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	44万円～	経済的利益の24.2%～ 最低金額あり	「困難案件」とは、不動産鑑定書の分析を要する事案、など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
裁判手続の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	経済的利益の22% 最低金額あり	左記の「経済的利益」は、原則として増額した賃料額の7年分とします。 報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	44万円～	経済的利益の26.4%～ 最低金額あり	「困難案件」とは、不動産鑑定書の分析を要する事案、など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「調停」「訴訟」へ移行した場合や「調停」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。  
この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。

#### 5. 近隣住民とのトラブル(騒音や境界問題等)を解決したい場合

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	協議	
	困難案件	33万円～	協議	「困難案件」とは、近隣住民から迷惑行為やクレームが頻度に行われその対応に追われる事案、騒音や日照権等が基準値を超えるかが争点となる事案、境界の確定に相当期間日時をさかのぼる必要がある事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
調停手続の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	協議	
	困難案件	44万円～	協議	「困難案件」とは、騒音や日照権等が基準値を超えるかが争点となる事案、境界の確定に相当期間日時をさかのぼる必要がある事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

裁判 手続 の 代理	通常案件	33～55万円 (標準:44万円)	協議	
	困難案件	55万円～	協議	「困難案件」とは、騒音や日照権等が基準値を超えるかが争点となる事案、境界の確定に相当期間日時をさかのほる必要がある事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「調停」「訴訟」へ移行した場合や「調停」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。  
この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。